

2022年9月2日

京都府知事 西脇隆俊 様

京都医療労働組合連合会

執行委員長 勝野由起恵

新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める要請書

新型コロナウイルス感染拡大第6波が収束することなく高止まりしたまま第7波に突入し、府内の新規感染は、7月第2週以降、前週比ほぼ2倍化という凄まじい勢いで広がり、8月9日には7千500人を超え、増加幅は減少しているものの未だピークアウトすら見えません。

全国の新規感染者が連日20万人を超える状況に、政府は、新たに「BA.5対策強化宣言」を設けましたが、社会経済活動と感染症対策を両立させるとし、行動制限は実施しないという姿勢です。しかし、厚労省・アドバイザリーボードの感染分析評価でも、死亡者数の急増に懸念が示され、「感染リスクを伴う接触機会を可能な限り減らす」ことの必要性を指摘しています。宣言地域は25道府県に及んでおり、発熱外来はじめ医療機関や介護施設への負荷が高まり、救急搬送は困難を極め、感染拡大で業務継続すら困難に陥る事業者も出ています。感染の拡大を抑止する対策を早急に具体化するとともに、医療、救急や、介護・福祉施設など、感染と最前線で向き合う現場への支援を大幅に強めることが求められます。

他方、政府の専門家有志は、医療機関や保健所のひっ迫を緩和するため、入院の感染対策を緩和して受入を拡大し、一般の診療所も検査・治療にあたり、保健所の入院勧告や全数届出や疫学調査などを無くし、高齢者施設の発病者を原則入院から施設内療養に変更するなど、指定感染症としての対策の大幅な「緩和」を提言しました。政府として、全数届出を見直す検討に着手するとも報じられています。感染力の強いオミクロン株に置き換わりが進み、医療機関や保健所は膨大な数の感染者に対応しきれず機能麻痺に陥り、実態として対策は破綻しています。提言の「緩和」は、この対策の破綻を追認するもので、これまでの原則を変更することにより医療・公衆衛生体制の不備や現場の混乱を取り繕って問題を収めようとするものです。しかし、対策を緩和しても感染の拡大が止まる訳でもウイルスの危険性が除去される訳でもなく、逆に緩和により感染リスクが高まり、野放しの感染はすそ野を広げ、更なる重症者・死者の増大や、多方面で社会機能の麻痺すらもたらしかねません。いま、求められるのは、対策の破綻を追認する緩和ではなく、効率優先で医療・公衆衛生体制を脆弱化させてきた医療・社会保障政策を根本から見直し、感染症の危機から国民・府民の命を守ることを最優先に位置付けた政策への抜本的転換であり、そうした観点に立った感染症対策の抜本的強化です。

以上の立場から、下記の通り、直ちに対策を大幅に強化していただくよう強く求めます。ご対応を宜しくお願い致します。

記

1. 必要な人に必要な医療が行きわたる体制を確保すること

感染第6波では、入院医療のひっ迫から、入院治療が必要な人が入院できず、高齢者施設等に留め置かれたまま亡くなった方が50人以上にも及びました。このような事態を二度と繰り返さない体制を構築することが求められています。

- ① 高齢者施設でのクラスター発生を防ぐための手立てを講じるとともに、重症化リスクをかかえた高齢者は基本的に入院できる体制を、医療機関への支援を強化し協力を要請して、確保すること。
- ② 診療実績データに基づいて第6波における入院が必要な中等症以上の患者数の実態と規模を明らかにし、少なくとも、その水準の受け入れが十分可能な病床数の確保を目標において早急に対策を講じること。
- ③ やむを得ず自宅療養する感染者の重症化や急変に対応するために万全を期すこと。往診コーディネートチームの実効性を高め、高齢者施設・障がい者施設等において万が一留め置きがやむを得ない状況となった場合も現場に不安のない体制を具体化すること。
- ④ 職員の感染等によりスタッフが不足するケア施設に、公費でケア労働者を派遣し支援する仕組みをつくること。
- ⑤ 診療・検査外来への支援を強化すること。国に対し更なる財政支援を求めるとともに、府独自の支援策を講じること。
- ⑥ 医療機関・医療関係団体に協力を求め、著しく感染が拡大する地域に検査センターを開設し、速やかに検査・診断・治療・療養が行える体制を構築すること。協力医療機関等に手厚い財政支援を行うこと。

2. 医療機関・高齢者施設等での感染拡大を抑止するための対策を強化すること

感染第6波において死者数が大幅に増えることにつながった医療機関や高齢者施設等でのクラスター発生を未然に防ぐためにも、感染のすそ野を今以上に広げない対策とともに、医療機関や高齢者施設等に感染を持ち込まないようにする対策が重要であり、そのためにも、感染の実態を明らかにする検査の抜本的な拡充が重要です。PCR陽性率が8割を超える現状からも、検査が全く足りていないことは明らかです。10歳代以下の層で感染が広がり、家庭や職場を通じて他の年代にも感染が拡大している状況もふまえ、大幅に検査を拡充すべきです。

- ① 高齢者施設、障害者施設、小学校・幼稚園・保育所等への抗原定性検査キットの配布について、当面、日々出勤する職員全員が毎日検査できるだけの十分な量を配布すること。
- ② 陽性者が確認された学校、保育所、職場等については、行政検査の対象とする濃厚接触者の定義に関わらず関係者全員にPCR検査を行うこと。また、感染が確認された地域・職域を対象に感染の実態を広範に明らかにするためのモニタリング検査を行うこと。
- ③ 検査実施能力の水準を欧米並みに今の10倍程度まで引き上げる措置を講じるよう国に対し求めるとともに、京都府として独自の拡充策を具体化すること。
- ④ 医療機関が行うPCR検査の保険点数を元に戻すよう国に対して求めるとともに、感染拡大を

防ぐために独自の判断で行う職員、患者等への PCR 検査への財政保障を行うよう国に対し求めるとともに、京都府として独自の支援を行うこと。

3. 爆発的に広がる感染を抑止するための対策を講じること

政府は、オミクロン株の特性を踏まえた感染対策と社会経済活動の両立を掲げ、かつてない規模とスピードで感染が広がる状況にあっても、なお、「行動制限は行わない」としています。しかし、今のまま感染が広がり続ければ、医療・公衆衛生体制を崩壊の危機にさらすだけでなく、社会経済活動にも重大な影響を及ぼすことは明白です。これ以上、感染が広がり続けないう抑止する対策が必要であり、感染の拡大リスクを減らす行動変容を促す対策を早急に具体化するべきです。府民の暮らしを守り経済を下支えするため、景気の足を引っ張る物価高騰への対策や、感染拡大を抑止する行動変容を促すことによる経済的損失への保障をしっかりと対策しつつ、今以上の感染拡大を防ぐ措置を直ちに講じるよう強く求めます。

- ① 感染の拡大を止めるため、エビデンスに基づく行動制限など、感染リスクを減らす行動変容を促す対策を講じること。同時に、対策の具体化に伴う経済的損失は、補填すること。
- ② 感染の爆発的な拡大にともなう医療機関や保健所の業務ひっ迫をあげ、その負担軽減のためだとして新型コロナの感染症法上の位置づけを 2 類相当から 5 類に変更することは、感染の実相を潜在化させ、野放しの感染拡大につながる恐れがあり、有効な治療薬が確立しておらず、更なる変異のリスクもあるなか、感染症危機をよりいっそう深刻化させかねない。必要なのは、医療機関と保健所への支援の強化、体制の拡充であり、拙速な見直しは決して行わず、また、全数届出と原則入院についても、引き続き堅持するよう国に対して強く求めること。

以上